

公安委員会 報告資料	令和7年度留置施設に対する実地監査の実施 結果等	令和8年2月12日 留置管理課
---------------	-----------------------------	--------------------

## 1 実地監査

刑事収容施設法第18条に基づき、指名された監査員が、各留置施設について毎年1回以上、実地に視察して、留置施設の管理運営、被留置者の処遇、護送業務の実施状況等について必要な指導を行うもの

## 2 県警察における実地監査の実施方針

- (1) 警察庁が示した巡察における重点項目に基づく業務点検の実施
- (2) 留置施設運営管理上の問題点の抽出、改善方策の検討
- (3) 留置担当官のスキルアップを図るための教養や訓練の実施

## 3 実地監査の実施日

番号	実施日	番号	実施日
1	5月15日	8	8月28日
2	6月19日	9	9月17日
3	6月30日	10	10月28日
4	7月1日	11	10月29日
5	7月24日	12	11月14日
6	7月29日	13	11月26日
7	7月31日	14	12月1日

## 4 実地結果

- (1) 被留置者に対する適切な処遇や留置施設の適正な管理運営のために創意工夫を凝らした取組を推進している施設がある一方、施設の点検が不十分な施設もあった。
- (2) 各施設において、任用明けの留置担当官の希望する部門への配置、担当官の積極的な賞揚、担当官が気兼ねなく休暇を取得できる環境の整備等、担当官の士気高揚を図るための取組を推進している。
- (3) 各施設の運営上の課題や現場担当官の要望等を踏まえ、本部担当課主導で、更なる業務の改善、合理化・効率化や担当官の良好な勤務環境の構築を進めていく必要がある。
- (4) 職務遂行に係る関係法令や内規を十分に理解していない留置担当官もいることから、担当官の理解度を把握した上で、関係法令に関する教養、不適正事案の防止、弁護人選任請求手続き等に関する教養を実施していく必要がある。
- (5) 有事に迅速・的確に対応するため、具体的な事例を想定した実戦的な戒具使用訓練や非常計画に基づく避難訓練、逃走防止訓練等の各種訓練を実施していく必要がある。